

平成 26 年度第 22 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 26 年 12 月 11 日(木) 午前 10 時

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 新
総括課長 花山 智行
担当課長 小原 由香

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、議案第 8 号及び協議事項 1 を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号	給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 2 号	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 3 号	職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 4 号	初任給調整手当に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 5 号	通勤手当に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 6 号	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 7 号	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について	(公 開)
議案第 8 号	職員の選考による昇任及び職務の級の決定について	(非公開)
協議事項 1	労働基準及び労働安全衛生に関する事業場調査結果に係る指導について	(非公開)
報告事項 1	平成 26 年 12 月県議会定例会の状況について	(公 開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議

[議案第 1 号]

給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について、決定した。 資料はこちら

[議案第 2 号]

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について、決定した。 資料はこちら

[議案第 3 号]

職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について、決定した。 資料はこちら

[議案第 4 号]

初任給調整手当に関する規則の一部改正について、決定した。 資料はこちら

[議案第 5 号]

通勤手当に関する規則の一部改正について、決定した。 資料はこちら

[議案第 6 号]

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について、決定した。 資料はこちら

[議案第 7 号]

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について、決定した。 資料はこちら

〔報告事項1〕

平成26年12月県議会定例会の状況について、報告があった。

(2) 非公開とした会議

〔議案第8号〕

職員の選考による昇任及び職務の級について、決定した。

〔協議事項1〕

労働基準及び労働安全衛生に関する事業場調査結果に係る指導について、協議した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会について問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第1号

給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について

平成26年12月11日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

県立の中学校に置くこととした主幹教諭について、教育職給料表(2)を適用する職員とするものである。

第2 規則案の内容

県立の中学校に置くこととした主幹教諭について、教育職給料表(2)を適用する職員とすること。(第6条関係)

第3 施行期日(附則関係)

平成27年4月1日から施行すること。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 中学校に勤務する校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 中学校に勤務する校長、副校長、教頭、<u>主幹教諭</u>、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について

H26. 12. 11 人事委員会事務局職員課

1 改正の趣旨

県立一関第一高等学校附属中学校（以下「関一附属中」という。）に主幹教諭を配置することから、給料表の適用範囲に関する規則（昭和 32 年岩手県人事委員会規則第 5 号）について、所要の整備を行うもの。

2 改正内容

規則第 6 条第 1 号中、教育職給料表(2)適用者に主幹教諭を追加するもの。

3 主幹教諭の職務内容

校長（副校長を置く中学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。

※既に配置されている市町村立小中学校の主幹教諭に同じ。

4 県立一関第一高等学校附属中学校における主幹教諭の配置理由

- (1) 関一附属中の校長は県立一関第一高等学校の校長が兼務しており、関一附属中の副校長が実質的な学校経営の中核を担っているため、校長及び副校長を補佐し、保護者や地域との対外的な対応や教諭を束ねる役割を持つ主幹教諭を配置することにより、副校長の負担を軽減するとともに学校の組織運営体制を強化し、関一附属中の教育の充実を図る。
- (2) 主幹教諭の配置については、全学年が揃った平成 23 年度以降、副校長の業務負担などを踏まえながら検討してきたところであるが、今年度第 1 回卒業生が県立一関第一高等学校を卒業する予定となっており、来年度以降、関一附属中の成果の検証及び課題の明確化など、中高連携に係る業務が増大していくことが見込まれることから、平成 27 年度から配置することとしたもの。

5 給与上の処遇

給料の格付	管理職手当	期末・勤勉手当 役職加算割合	教職調整額	義務教育等 教員特別手当	教員特殊 業務手当	主任手当
(給与条例) 教育職給料表(2) 特 2 級	支給不可	10/100	支給	支給	支給	支給不可

※既に配置されている市町村立小中学校の主幹教諭に同じ。

6 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 2 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

平成26年12月11日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 趣旨

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第 2 規則案の内容

国の例に準じて昇格時号給対応表を改正すること。（別表第 7 関係）

第 3 施行期日等（附則関係）

- (1) 公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用すること。
- (2) 所要の経過措置を講じること。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）</p> <p>ア 行政職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">昇格した日の前日に受けていた号給</td> <td colspan="10" style="text-align:center;">昇格後の号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級</td><td>3級</td><td>4級</td><td>5級</td><td>6級</td><td>7級</td><td>8級</td><td>9級</td><td>10級</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="10" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td colspan="3" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>51</u></td> <td colspan="5" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="10" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td colspan="3" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>52</u></td> <td colspan="5" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>76</td> <td colspan="3" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>52</u></td> <td colspan="5" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="10" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>78</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>69</u></td> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>79</td> <td colspan="3" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>53</u></td> <td colspan="5" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>70</u></td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>53</u></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>81</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>70</u></td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>53</u></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>82</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>71</u></td> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>83</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>71</u></td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>54</u></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>84</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>72</u></td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>54</u></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>72</u></td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>55</u></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>86</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>73</u></td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>55</u></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>87</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>73</u></td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>56</u></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>88</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>74</u></td> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>89</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>74</u></td> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>75</u></td> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="10" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給											2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級				[略]										71	[略]			<u>51</u>		[略]						[略]										75	[略]			<u>52</u>		[略]					76	[略]			<u>52</u>		[略]						[略]										78	[略]		<u>69</u>		[略]						79	[略]			<u>53</u>		[略]					80	[略]		<u>70</u>		<u>53</u>		[略]				81	[略]		<u>70</u>		<u>53</u>		[略]				82	[略]		<u>71</u>		[略]						83	[略]		<u>71</u>		<u>54</u>		[略]				84	[略]		<u>72</u>		<u>54</u>		[略]				85	[略]		<u>72</u>		<u>55</u>		[略]				86	[略]		<u>73</u>		<u>55</u>		[略]				87	[略]		<u>73</u>		<u>56</u>		[略]				88	[略]		<u>74</u>		[略]						89	[略]		<u>74</u>		[略]						90	[略]		<u>75</u>		[略]							[略]										<p>別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）</p> <p>ア 行政職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">昇格した日の前日に受けていた号給</td> <td colspan="10" style="text-align:center;">昇格後の号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級</td><td>3級</td><td>4級</td><td>5級</td><td>6級</td><td>7級</td><td>8級</td><td>9級</td><td>10級</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="10" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td colspan="3" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>50</u></td> <td colspan="5" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="10" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td colspan="3" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>51</u></td> <td colspan="5" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>76</td> <td colspan="3" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>51</u></td> <td colspan="5" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="10" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>78</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>68</u></td> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>79</td> <td colspan="3" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>52</u></td> <td colspan="5" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>69</u></td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>52</u></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>81</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>69</u></td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>52</u></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>82</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>70</u></td> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>83</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>70</u></td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>53</u></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>84</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>70</u></td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>53</u></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>71</u></td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>53</u></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>86</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>71</u></td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>54</u></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>87</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>71</u></td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>55</u></td> <td colspan="4" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>88</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>72</u></td> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>89</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>73</u></td> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td colspan="2" style="text-align:center;">[略]</td> <td colspan="2" style="text-align:center;"><u>74</u></td> <td colspan="6" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="10" style="text-align:center;">[略]</td> </tr> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給											2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級				[略]										71	[略]			<u>50</u>		[略]						[略]										75	[略]			<u>51</u>		[略]					76	[略]			<u>51</u>		[略]						[略]										78	[略]		<u>68</u>		[略]						79	[略]			<u>52</u>		[略]					80	[略]		<u>69</u>		<u>52</u>		[略]				81	[略]		<u>69</u>		<u>52</u>		[略]				82	[略]		<u>70</u>		[略]						83	[略]		<u>70</u>		<u>53</u>		[略]				84	[略]		<u>70</u>		<u>53</u>		[略]				85	[略]		<u>71</u>		<u>53</u>		[略]				86	[略]		<u>71</u>		<u>54</u>		[略]				87	[略]		<u>71</u>		<u>55</u>		[略]				88	[略]		<u>72</u>		[略]						89	[略]		<u>73</u>		[略]						90	[略]		<u>74</u>		[略]							[略]									
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
71	[略]			<u>51</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
75	[略]			<u>52</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
76	[略]			<u>52</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
78	[略]		<u>69</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
79	[略]			<u>53</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
80	[略]		<u>70</u>		<u>53</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
81	[略]		<u>70</u>		<u>53</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
82	[略]		<u>71</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
83	[略]		<u>71</u>		<u>54</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
84	[略]		<u>72</u>		<u>54</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
85	[略]		<u>72</u>		<u>55</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
86	[略]		<u>73</u>		<u>55</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
87	[略]		<u>73</u>		<u>56</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
88	[略]		<u>74</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
89	[略]		<u>74</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
90	[略]		<u>75</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
71	[略]			<u>50</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
75	[略]			<u>51</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
76	[略]			<u>51</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
78	[略]		<u>68</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
79	[略]			<u>52</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
80	[略]		<u>69</u>		<u>52</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
81	[略]		<u>69</u>		<u>52</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
82	[略]		<u>70</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
83	[略]		<u>70</u>		<u>53</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
84	[略]		<u>70</u>		<u>53</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
85	[略]		<u>71</u>		<u>53</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
86	[略]		<u>71</u>		<u>54</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
87	[略]		<u>71</u>		<u>55</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
88	[略]		<u>72</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
89	[略]		<u>73</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
90	[略]		<u>74</u>		[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>イ 公安職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">昇格した日の前日に</td> <td colspan="8" style="text-align:center;">昇格後の号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級</td><td>3級</td><td>4級</td><td>5級</td><td>6級</td><td>7級</td><td>8級</td><td>9級</td> <td colspan="1"></td> </tr> </table>	昇格した日の前日に	昇格後の号給									2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		<p>イ 公安職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">昇格した日の前日に</td> <td colspan="8" style="text-align:center;">昇格後の号給</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級</td><td>3級</td><td>4級</td><td>5級</td><td>6級</td><td>7級</td><td>8級</td><td>9級</td> <td colspan="1"></td> </tr> </table>	昇格した日の前日に	昇格後の号給									2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
昇格した日の前日に	昇格後の号給																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
昇格した日の前日に	昇格後の号給																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

受けて いた号 給								
[略]								
86	[略]			<u>58</u>		[略]		
87				<u>59</u>				
88				<u>60</u>				
89				<u>61</u>				
[略]								
113	[略]			<u>69</u>		[略]		
114				<u>69</u>				
115				<u>69</u>				
116				<u>69</u>				
[略]								
118	[略]	<u>94</u>	<u>70</u>			[略]		
119		<u>95</u>	<u>70</u>					
120		<u>96</u>	<u>70</u>					
121		<u>97</u>	<u>70</u>					
122		<u>98</u>	<u>70</u>					
123		<u>99</u>	<u>71</u>					
124		<u>100</u>	<u>71</u>					
125		<u>100</u>	<u>71</u>					
126	[略]	<u>100</u>				[略]		
127		<u>100</u>						
128		<u>100</u>						
129		<u>100</u>						
130		<u>100</u>						
131		<u>100</u>						
132		<u>100</u>						
133		<u>101</u>						
134		<u>101</u>						
135		<u>101</u>						
136		<u>101</u>						
137		<u>101</u>						
138		<u>101</u>						
139		<u>101</u>						
140		<u>101</u>						
141		<u>101</u>						
[略]								

ウ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

受けて いた号 給								
[略]								
86	[略]					<u>57</u>		[略]
87						<u>58</u>		
88						<u>58</u>		
89						<u>59</u>		
[略]								
113	[略]					<u>68</u>		[略]
114						<u>68</u>		
115						<u>68</u>		
116						<u>68</u>		
[略]								
118	[略]			<u>93</u>	<u>69</u>			[略]
119				<u>94</u>	<u>69</u>			
120				<u>94</u>	<u>69</u>			
121				<u>95</u>	<u>69</u>			
122				<u>95</u>	<u>69</u>			
123				<u>96</u>	<u>69</u>			
124				<u>96</u>	<u>69</u>			
125				<u>96</u>	<u>69</u>			
126	[略]			<u>96</u>				[略]
127				<u>96</u>				
128				<u>96</u>				
129				<u>96</u>				
130				<u>96</u>				
131				<u>96</u>				
132				<u>96</u>				
133				<u>97</u>				
134				<u>97</u>				
135				<u>97</u>				
136				<u>97</u>				
137				<u>97</u>				
138				<u>98</u>				
139				<u>99</u>				
140				<u>100</u>				
141				<u>100</u>				
[略]								

ウ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
[略]				
117	<u>62</u>	[略]		
[略]				
121	<u>63</u>	[略]		
122	<u>63</u>			
123	[略]		<u>59</u>	
[略]				
125	<u>64</u>	[略]		
126	<u>64</u>			
127	<u>64</u>	[略]	<u>60</u>	
128	[略]		<u>60</u>	
129	<u>65</u>	[略]		
130	<u>65</u>			
131	<u>65</u>	[略]	<u>61</u>	[略]
132	<u>65</u>		<u>61</u>	
133	[略]		<u>61</u>	
[略]				
135	[略]		<u>62</u>	
136	<u>66</u>	[略]	<u>62</u>	[略]
137	<u>66</u>		<u>63</u>	
138	<u>66</u>	[略]		
[略]				
143	<u>67</u>	[略]		
144	<u>67</u>			
[略]				
150	<u>68</u>	[略]		
[略]				

エ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	特2級	3 級	4 級

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
[略]				
117	<u>61</u>	[略]		
[略]				
121	<u>62</u>	[略]		
122	<u>62</u>			
123	[略]		<u>58</u>	
[略]				
125	<u>63</u>	[略]		
126	<u>63</u>			
127	<u>63</u>	[略]	<u>59</u>	
128	[略]		<u>59</u>	
129	<u>64</u>	[略]		
130	<u>64</u>			
131	<u>64</u>	[略]	<u>60</u>	[略]
132	<u>64</u>		<u>60</u>	
133	[略]		<u>60</u>	
[略]				
135	[略]		<u>61</u>	
136	<u>65</u>	[略]	<u>61</u>	[略]
137	<u>65</u>		<u>61</u>	
138	<u>65</u>	[略]		
[略]				
143	<u>66</u>	[略]		
144	<u>66</u>			
[略]				
150	<u>67</u>	[略]		
[略]				

エ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	特2級	3 級	4 級

[略]				
58	<u>46</u>	[略]		
59	<u>47</u>	[略]		
60	<u>48</u>	[略]		
61	<u>49</u>	[略]		
62	<u>49</u>	[略]		
63	<u>50</u>	[略]		
64	<u>50</u>	[略]		
65	<u>51</u>	[略]		
66	<u>51</u>	[略]		
67	<u>52</u>	[略]		
[略]				
135	[略]	<u>75</u>		
[略]				
139	[略]	<u>76</u>	[略]	
140		<u>76</u>		
[略]				
143	[略]	<u>77</u>	[略]	
144		<u>77</u>		
145		<u>77</u>		
146		<u>98</u>	[略]	
147	[略]	<u>99</u>	<u>78</u>	[略]
148		<u>100</u>	<u>78</u>	
149		<u>101</u>	<u>79</u>	

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
[略]				
57	[略]			<u>27</u>
58	[略]			<u>27</u>
59	[略]			<u>28</u>
60	[略]			<u>28</u>
61	[略]			<u>29</u>
62	[略]			<u>29</u>
63	[略]			<u>29</u>
64	[略]			<u>30</u>

[略]				
58	<u>45</u>	[略]		
59	<u>46</u>	[略]		
60	<u>46</u>	[略]		
61	<u>47</u>	[略]		
62	<u>47</u>	[略]		
63	<u>48</u>	[略]		
64	<u>48</u>	[略]		
65	<u>49</u>	[略]		
66	<u>50</u>	[略]		
67	<u>51</u>	[略]		
[略]				
135	[略]	<u>74</u>		
[略]				
139	[略]	<u>75</u>	[略]	
140		<u>75</u>		
[略]				
143	[略]	<u>76</u>	[略]	
144		<u>76</u>		
145		<u>76</u>		
146		<u>97</u>	[略]	
147	[略]	<u>98</u>	<u>77</u>	[略]
148		<u>98</u>	<u>77</u>	
149		<u>99</u>	<u>77</u>	

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
[略]				
57	[略]			<u>26</u>
58	[略]			<u>26</u>
59	[略]			<u>27</u>
60	[略]			<u>27</u>
61	[略]			<u>27</u>
62	[略]			<u>28</u>
63	[略]			<u>28</u>
64	[略]			<u>28</u>

65			<u>30</u>
66			<u>30</u>
67			<u>31</u>
68			<u>31</u>
69			<u>31</u>
70			<u>32</u>
71			<u>32</u>
72			<u>32</u>
73			<u>33</u>
[略]			
85	[略]	<u>47</u>	[略]
86		<u>47</u>	
87		<u>48</u>	
88		<u>48</u>	
89		<u>49</u>	
90		<u>49</u>	
91		<u>50</u>	
92		<u>50</u>	
93		<u>51</u>	
[略]			
112	<u>62</u>	[略]	
[略]			
115	<u>63</u>	[略]	
116	<u>63</u>		
[略]			
118	<u>64</u>	[略]	
119	<u>64</u>		
120	<u>64</u>		
121	<u>65</u>		

カ・キ [略]

ク 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
[略]					
80	[略]				<u>43</u>
[略]					

65			<u>29</u>
66			<u>29</u>
67			<u>29</u>
68			<u>30</u>
69			<u>30</u>
70			<u>30</u>
71			<u>31</u>
72			<u>31</u>
73			<u>31</u>
[略]			
85	[略]	<u>46</u>	[略]
86		<u>46</u>	
87		<u>47</u>	
88		<u>47</u>	
89		<u>47</u>	
90		<u>48</u>	
91		<u>48</u>	
92		<u>48</u>	
93		<u>49</u>	
[略]			
112	<u>61</u>	[略]	
[略]			
115	<u>62</u>	[略]	
116	<u>62</u>		
[略]			
118	<u>63</u>	[略]	
119	<u>63</u>		
120	<u>63</u>		
121	<u>64</u>		

カ・キ [略]

ク 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
[略]					
80	[略]				<u>42</u>
[略]					

84	[略]		<u>44</u>
85	[略]		<u>44</u>
[略]			
88	[略]		<u>45</u>
89	[略]		<u>45</u>
90	[略]		<u>45</u>
91	[略]		<u>46</u>
92	[略]		<u>46</u>
93	[略]		<u>47</u>
94	[略]		<u>47</u>
95	[略]		<u>47</u>
96	[略]		<u>47</u>
[略]			
120	[略]	<u>86</u>	[略]
[略]			
123	[略]	<u>87</u>	[略]
124	[略]	<u>87</u>	[略]
[略]			
126	[略]	<u>88</u>	[略]
127	[略]	<u>88</u>	[略]
128	[略]	<u>88</u>	[略]
129	[略]	<u>89</u>	[略]
130	[略]	<u>89</u>	[略]
131	[略]	<u>89</u>	[略]
132	[略]	<u>90</u>	[略]
133	[略]	<u>90</u>	[略]
134	[略]	<u>90</u>	[略]
135	[略]	<u>91</u>	[略]
136	[略]	<u>91</u>	[略]
137	[略]	<u>91</u>	[略]
138	[略]	<u>91</u>	[略]
139	[略]	<u>92</u>	[略]
140	<u>90</u>	<u>92</u>	[略]
141	[略]	<u>92</u>	[略]
142	[略]	<u>92</u>	[略]
143	<u>91</u>	<u>93</u>	[略]
144	<u>91</u>	<u>93</u>	[略]
145	[略]	<u>93</u>	[略]
146	<u>92</u>	<u>93</u>	[略]
147	<u>92</u>	<u>94</u>	[略]

84	[略]		<u>43</u>
85	[略]		<u>43</u>
[略]			
88	[略]		<u>44</u>
89	[略]		<u>44</u>
90	[略]		<u>44</u>
91	[略]		<u>45</u>
92	[略]		<u>45</u>
93	[略]		<u>45</u>
94	[略]		<u>45</u>
95	[略]		<u>46</u>
96	[略]		<u>46</u>
[略]			
120	[略]	<u>85</u>	[略]
[略]			
123	[略]	<u>86</u>	[略]
124	[略]	<u>86</u>	[略]
[略]			
126	[略]	<u>87</u>	[略]
127	[略]	<u>87</u>	[略]
128	[略]	<u>87</u>	[略]
129	[略]	<u>88</u>	[略]
130	[略]	<u>88</u>	[略]
131	[略]	<u>88</u>	[略]
132	[略]	<u>88</u>	[略]
133	[略]	<u>89</u>	[略]
134	[略]	<u>89</u>	[略]
135	[略]	<u>89</u>	[略]
136	[略]	<u>90</u>	[略]
137	[略]	<u>90</u>	[略]
138	[略]	<u>90</u>	[略]
139	[略]	<u>90</u>	[略]
140	<u>89</u>	<u>90</u>	[略]
141	[略]	<u>91</u>	[略]
142	[略]	<u>91</u>	[略]
143	<u>90</u>	<u>91</u>	[略]
144	<u>90</u>	<u>91</u>	[略]
145	[略]	<u>91</u>	[略]
146	<u>91</u>	<u>92</u>	[略]
147	<u>91</u>	<u>92</u>	[略]

148	<u>92</u>	<u>94</u>
149	<u>93</u>	<u>94</u>
150	<u>93</u>	<u>94</u>
151	<u>93</u>	<u>95</u>
152	<u>93</u>	<u>95</u>
153	<u>94</u>	<u>95</u>
154	<u>94</u>	[略]
155	<u>94</u>	
156	<u>94</u>	
157	<u>95</u>	
158	<u>95</u>	
159	<u>95</u>	
160	<u>95</u>	
161	<u>96</u>	
162	<u>96</u>	
163	<u>96</u>	
164	<u>96</u>	
165	<u>97</u>	
166	<u>97</u>	
167	<u>98</u>	
168	<u>98</u>	
169	<u>99</u>	

148	<u>91</u>	<u>92</u>
149	<u>92</u>	<u>92</u>
150	<u>92</u>	<u>92</u>
151	<u>92</u>	<u>93</u>
152	<u>92</u>	<u>93</u>
153	<u>93</u>	<u>93</u>
154	<u>93</u>	[略]
155	<u>93</u>	
156	<u>93</u>	
157	<u>94</u>	
158	<u>94</u>	
159	<u>94</u>	
160	<u>94</u>	
161	<u>95</u>	
162	<u>95</u>	
163	<u>95</u>	
164	<u>95</u>	
165	<u>96</u>	
166	<u>96</u>	
167	<u>96</u>	
168	<u>96</u>	
169	<u>97</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

H26.12.11 人事委員会事務局職員課

1 改正の趣旨

一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正により給料表が改定されることに伴い、所要の改正をしようとするもの。

2 改正の内容

給料表の改定に伴い、昇格対応に変更が生じることから、国の例に準じて昇格時号給対応表の改正を行うもの。

3 昇格時号給対応表

(1) 原則

以下の考え方を基本に定められている。

基幹号給^{*}を単位として、①～④のルールに基づき対応させる。(基幹号給以外は、等間隔となるように対応させる。)

昇格前の号給	昇格後の対応
① 昇格後の級の初号(1号給)の給料月額に満たない号給	昇格後の級の1号給
② 特定号給 [*] に対応する号給未満	同額又は直近上位(昇格前の号給より大きい金額で最も小さい給料月額)
③ 特定号給に対応する号給以上	同額又は直近上位の1段階上位
④ 特定級 [*] 以上への昇格	昇格前の給料月額に昇格加算額 [*] を加算した後、①～③を適用する。

【^{*}基幹号給】

・各級の1号給から4号給おきに置かれる号給(例:1、5、9、13……125…169)

【^{*}特定号給】

・同額又は直近上位の対応で、昇格後が下位の基幹号給と同じ号給となってしまう(双子)最初の号給(第一双子)

【^{*}特定級】

給料表	特定級
行政職	3級
公安職	4級
教育職(1)	3級
教育職(2)	3級

給料表	特定級
研究職	3級
医療職(1)	2級
医療職(2)	3級
医療職(3)	3級

【^{*}昇格加算額】

・いわゆる昇格メリット。

(2) 例外

平成 25年 3月以降、高年齢層の給与の抑制の観点から、高年齢者が多く在職する特定の級の最高号給付近の高位号給（最高号給を含む上位 17 号給）からの昇格（行政職では、2～7級からの昇格）については、例外としての昇格対応が設定されている。

4 国における取扱い

人事院は、平成 26 年の給与改定に伴い、平成 26 年 11 月 19 日に人事院規則を改正し、昇格時号給対応表の見直しを実施。

5 本県における対応

給料表の改定に伴い、昇格対応に変更が生じることから、国の例に準じて昇格時号給対応表の改正を行う。

○具体的な対応関係は、以下のとおり。（記載のない級は改正がないもの。）

改正箇所		対応		改正箇所		対応	
給料表	級	国準拠	独自	給料表	級	国準拠	独自
行政職	4⇒5	○		研究職	1⇒2	○	
	5⇒6	○	○(延長部分)		3⇒4	○	○(延長部分)
公安職	3⇒4	○			4⇒5	○	
	4⇒5	○		医療職(1)	—	—	—
	6⇒7		○(延長部分)	医療職(2)	—	—	—
教育職(1)	1⇒2		○(全人連モデル)	医療職(3)	1⇒2	○	
	2⇒3		○		2⇒3	○	
教育職(2)	1⇒2		○(全人連モデル)		5⇒6	○	○(延長部分)
	2⇒特2		○				
	2⇒3		○				

6 施行期日等

(1) 公布の日（条例の公布と同日を予定）から施行し、改正後の規則の規定は、平成 26 年 4 月 1 日に適用すること。

(2) 今回の改正は、昇格対応関係を不利にするもの（旧法有利）であることから、以下の場合について経過措置を置くもの。

ア 平成 26 年 4 月 1 日から施行日までの間に昇格等が行われた職員で、改正後の規則による号給が改正前の規則による号給を下回るもの⇒旧法による。

イ 施行日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に昇格等がある職員⇒アとの均衡上必要と認められる場合は、従前の例によることができる。

議案第3号

職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について

平成26年12月11日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、調整基本額を改定すること。（別表第1及び別表第2関係）

第3 施行期日等（附則関係）

公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用すること。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和55年岩手県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
別表第1 調整基本額表（第2条関係）	別表第1 調整基本額表（第2条関係）																												
1 行政職給料表	1 行政職給料表																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>11,100円</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1級	6,500円	2級	8,400円	[略]		6級	11,100円	7級	12,000円	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>11,200円</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>12,100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1級	6,600円	2級	8,500円	[略]		6級	11,200円	7級	12,100円	[略]	
職務の級	調整基本額																												
1級	6,500円																												
2級	8,400円																												
[略]																													
6級	11,100円																												
7級	12,000円																												
[略]																													
職務の級	調整基本額																												
1級	6,600円																												
2級	8,500円																												
[略]																													
6級	11,200円																												
7級	12,100円																												
[略]																													
2 公安職給料表	2 公安職給料表																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>8,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>11,200円</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	[略]		2級	8,700円	[略]		5級	11,200円	6級	11,500円	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>8,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>11,300円</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>11,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	[略]		2級	8,800円	[略]		5級	11,300円	6級	11,600円	[略]	
職務の級	調整基本額																												
[略]																													
2級	8,700円																												
[略]																													
5級	11,200円																												
6級	11,500円																												
[略]																													
職務の級	調整基本額																												
[略]																													
2級	8,800円																												
[略]																													
5級	11,300円																												
6級	11,600円																												
[略]																													
3 教育職給料表(1)	3 教育職給料表(1)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>8,900円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>11,900円（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）別表第3アの備考2に定める職員にあっては、12,100円）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1級	8,900円	2級	11,000円	[略]		3級	11,900円（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）別表第3アの備考2に定める職員にあっては、12,100円）	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>11,100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>11,900円（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）別表第3アの備考2に定める職員にあっては、12,200円）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1級	9,000円	2級	11,100円	[略]		3級	11,900円（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）別表第3アの備考2に定める職員にあっては、12,200円）	[略]					
職務の級	調整基本額																												
1級	8,900円																												
2級	11,000円																												
[略]																													
3級	11,900円（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）別表第3アの備考2に定める職員にあっては、12,100円）																												
[略]																													
職務の級	調整基本額																												
1級	9,000円																												
2級	11,100円																												
[略]																													
3級	11,900円（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）別表第3アの備考2に定める職員にあっては、12,200円）																												
[略]																													
4 教育職給料表(2)	4 教育職給料表(2)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>10,900円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	[略]		2級	10,900円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	[略]		2級	11,000円																
職務の級	調整基本額																												
[略]																													
2級	10,900円																												
職務の級	調整基本額																												
[略]																													
2級	11,000円																												

特2級	<u>11,200円</u>
3級	11,500円（給与条例別表第3イの備考2に定める職員にあつては、 <u>11,700円</u> ）
[略]	

5 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
[略]	
4級	<u>15,500円</u>

6 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
[略]	
4級	<u>9,600円</u>
[略]	
6級	<u>11,200円</u>
[略]	

7 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	<u>8,000円</u>
[略]	
5級	<u>10,300円</u>
[略]	

別表第2 調整基本額表（第2条関係）

教育職給料表

職務の級	調整基本額
[略]	
2級	<u>10,900円</u>
特2級	<u>11,200円</u>
3級	11,500円（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）別表第2の備考2に定める職員にあつては、 <u>11,700円</u> ）
[略]	

特2級	<u>11,300円</u>
3級	11,500円（給与条例別表第3イの備考2に定める職員にあつては、 <u>11,800円</u> ）
[略]	

5 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
[略]	
4級	<u>15,600円</u>

6 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
[略]	
4級	<u>9,700円</u>
[略]	
6級	<u>11,300円</u>
[略]	

7 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	<u>8,100円</u>
[略]	
5級	<u>10,400円</u>
[略]	

別表第2 調整基本額表（第2条関係）

教育職給料表

職務の級	調整基本額
[略]	
2級	<u>11,000円</u>
特2級	<u>11,300円</u>
3級	11,500円（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）別表第2の備考2に定める職員にあつては、 <u>11,800円</u> ）
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について

H26.12.11 人事委員会事務局職員課

1 改正の趣旨

一般職の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正により給料表で定める給料月額が引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 給料の調整額

給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないときは、その特殊性に基づき、支給されるもの。(例：児童の養護等に直接従事する職員、麻薬取締員、ヘリコプター操縦士等)

3 支給額

(1) 原則

$$\text{給料の調整額} = \text{調整基本額} \times \text{調整数}$$

※調整基本額…本規則の別表で規定(規則事項)

※調整数…条例の別表で規定(条例事項)

一般職の職員の給料の調整額に関する条例(昭和32年岩手県条例第39号)(調整数：1～4)

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例(昭和33年岩手県条例第41号)(調整数：1.25⇒1)

(2) 例外

調整基本額が給料月額の4.5%を超えるときは、給料月額の4.5%に相当する額を調整基本額とする。

該当する号給に係る調整基本額について、別途委員会通知で規定(新規制定)

4 調整基本額の算定

(1) 基本的な考え方

各給料表別、級別に算定の基礎となる号給を定め、その給料月額に3%を乗じて得た額(100円未満四捨五入)を算定基礎額としている。

ただし、教育職の3級の副校長等は、算定基礎号給に教職調整額(7,700円・7,500円)を加算したもので調整基本額を別途算出する。

(2) 算定の基礎となる号給

平成18年の給与構造改革前の給料表により、各級の中位となる号給を設定。(該当する級の号給数が偶数の場合は、中央に位置する2つの号給の平均とする。)

4 改正の内容

給与条例等の改正により給料月額が引き上げられることに伴い、改正後の給料表別、級別の算定基礎号給の月額に3%を乗じて得た額(100円未満四捨五入)により、調整基本額を改定しようとするもの。

5 施行期日等

公布の日(条例の公布と同日)から施行し、改正後の規則の規定は、平成26年4月1日に適用すること。

議案第4号

初任給調整手当に関する規則の一部改正について

平成26年12月11日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

国の例に準じて医師等に係る初任給調整手当の月額を引き上げること。
(別表関係)

第3 施行期日等（附則関係）

公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用すること。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	35,000
1年以上2年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	33,000
2年以上3年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	31,000
3年以上4年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	29,000
4年以上5年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	27,000
5年以上6年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	25,000
6年以上7年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	48,500	23,000
7年以上8年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	46,700	21,000
8年以上9年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	44,900	19,000
9年以上10年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	43,100	17,000
10年以上11年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	41,300	15,000
11年以上12年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	39,500	13,000
12年以上13年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	37,700	11,000
13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	35,900	9,000
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	34,500	7,000
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	33,100	
16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700	247,200	182,100	31,700	
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400	244,600	180,500	30,300	
18年以上19年未満	399,000	354,700	297,100	242,000	178,900	28,900	
19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800	239,400	177,300	27,500	
20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500	236,800	175,700	26,100	
21年以上22年未満	370,800	329,800	276,700	224,800	166,500	25,500	
22年以上23年未満	351,000	312,600	262,700	212,900	156,700	24,900	
23年以上24年未満	331,700	295,900	249,200	200,900	147,600	23,900	
24年以上25年未満	312,300	279,000	235,300	189,100	137,900	23,300	
25年以上26年未満	292,800	262,100	221,600	177,300	128,700	22,700	
26年以上27年未満	270,100	241,300	204,000	162,900	117,700	22,100	
27年以上28年未満	247,900	220,900	186,900	148,600	107,300	21,500	
28年以上29年未満	225,500	200,500	169,600	134,300	97,000	20,700	

29年以上30年未満	202,700	179,700	152,000	120,000	86,000	20,400
30年以上31年未満	177,900	157,800	134,000	105,000	75,400	20,000
31年以上32年未満	153,000	135,900	115,700	90,200	64,300	19,400
32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800	75,000	53,900	18,500
33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800	55,900	39,700	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

備考1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職員を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部改正について

H26. 12. 11 人事委員会事務局職員課

1 改正の趣旨

平成 26 年の人事委員会勧告における医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）に対する初任給調整手当の支給限度額を 412,200 円に引き上げることに従い、給与条例等が改正されることから、具体の手当月額を定めている本規則を改正しようとするもの。

2 初任給調整手当

専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職（医師等及び獣医師）に採用された職員に一定期間支給する手当。

3 改正の内容

医師等に対する初任給調整手当について、国の例に準じて改定すること。

区分	説明（公署の位置）	上限額（改定額）
1 項 職 員	1 種	山間地その他のへき地 412,200 円 (+1,300円)
	2 種	少人口市町村 366,700 円 (+1,200円)
	3 種	地域手当非支給地、5・6 級地 307,000 円 (+1,000円)
	4 種	地域手当 4 級地 249,800 円 (+700円)
	5 種	地域手当 1・2・3 級地 183,700 円 (+600円)
2 項職員 (均衡職員)	行政職、教育職(1)、研究職の各給料表の適用を受ける職員で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるもの	50,300 円 (+300円)

4 施行期日等

公布の日（条例の公布の日と同日）から施行し、改正後の規則の規定は、平成 26 年 4 月 1 日に適用すること。

議案第5号

通勤手当に関する規則の一部改正について

平成26年12月11日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、交通用具使用者に係る通勤手当の額について所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、規則で定める交通用具使用者に係る通勤手当の額を引き上げること。（第7条の3関係）

第3 施行期日（附則関係）

平成27年1月1日から施行すること。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第7条の3 給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる片道の自動車等の使用距離（道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合その他人事委員会の認める場合にあつては、往路及び帰路の距離の2分の1の距離）の区分に応じ、当該各号に定める額（給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員又は職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 36キロメートル以上38キロメートル未満の場合 <u>20,900円</u></p> <p>(19) 38キロメートル以上40キロメートル未満の場合 <u>21,900円</u></p> <p>(20) 40キロメートル以上45キロメートル未満の場合 <u>23,500円</u></p> <p>(21) 45キロメートル以上50キロメートル未満の場合 <u>26,100円</u></p> <p>(22) 50キロメートル以上55キロメートル未満の場合 <u>28,700円</u></p> <p>(23) 55キロメートル以上60キロメートル未満の場合 <u>31,100円</u></p> <p>(24) 60キロメートル以上65キロメートル未満の場合 <u>33,300円</u></p> <p>(25) 65キロメートル以上の場合 <u>35,000円</u></p>	<p>(自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第7条の3 給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる片道の自動車等の使用距離（道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合その他人事委員会の認める場合にあつては、往路及び帰路の距離の2分の1の距離）の区分に応じ、当該各号に定める額（給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員又は職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 36キロメートル以上38キロメートル未満の場合 <u>21,000円</u></p> <p>(19) 38キロメートル以上40キロメートル未満の場合 <u>22,200円</u></p> <p>(20) 40キロメートル以上45キロメートル未満の場合 <u>24,100円</u></p> <p>(21) 45キロメートル以上50キロメートル未満の場合 <u>27,000円</u></p> <p>(22) 50キロメートル以上55キロメートル未満の場合 <u>29,800円</u></p> <p>(23) 55キロメートル以上60キロメートル未満の場合 <u>32,700円</u></p> <p>(24) 60キロメートル以上65キロメートル未満の場合 <u>35,500円</u></p> <p>(25) 65キロメートル以上の場合 <u>38,300円</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部改正について

H26. 12. 11 人事委員会事務局職員課

1 改正の趣旨

一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）等の一部改正に伴い、通勤手当の改正をしようとするもの。

2 平成26年人事委員会報告と条例改正の内容

項目	人事委員会報告の内容	条例改正の内容
通勤手当	【報告】 県内の最近のガソリン価格の動向等を考慮し、今後の改定の必要性について検討することが適当。	ガソリン価格の動向等を考慮し、引上げ改定 ・交通用具使用者に係る通勤手当の限度額 35,000円→38,300円

3 改正の内容

支給限度額が引き上げられたことに伴い、各距離区分の手当額を定めること。

4 改正案

(1) 改正の考え方

ア 通勤手当が持つ実費弁償的性格に鑑み、通勤に係る所要額に応じた手当のカバー率が100%を割り込む区分（距離区分36km～）について引き上げるのが適当であること。

イ ガソリン単価を162円（H25. 10～H26. 9 石油情報センター平均）、燃費を12km/ℓとし、上限距離区分である65km（～70km）のカバー率を100%とすること。

(2) 改正案

別紙のとおり改正する。

5 施行期日

平成27年1月1日から施行すること。

※職員負担の早期解消のため、速やかに施行するもの。（条例と同じ）

【別紙】

改正案

《 単価:162円 》							
手当区分	現行				改正案		
	手当額	職員数	職員割合	カバー率	手当額	引上額	カバー率
4キロ未満	2,100円	2,342人	18.3%	123%	2,100円		123%
4～6	3,400円	1,565人	12.2%	119%	3,400円		119%
6～8	4,600円	1,330人	10.4%	115%	4,600円		115%
8～10	5,700円	1,121人	8.8%	111%	5,700円		111%
10～12	6,900円	863人	6.7%	110%	6,900円		110%
12～14	8,100円	706人	5.5%	109%	8,100円		109%
14～16	9,300円	601人	4.7%	109%	9,300円		109%
16～18	10,500円	553人	4.3%	108%	10,500円		108%
18～20	11,600円	463人	3.6%	107%	11,600円		107%
20～22	12,700円	351人	2.7%	106%	12,700円		106%
22～24	13,800円	348人	2.7%	105%	13,800円		105%
24～26	14,900円	266人	2.1%	105%	14,900円		105%
26～28	15,900円	258人	2.0%	103%	15,900円		103%
28～30	17,000円	196人	1.5%	103%	17,000円		103%
30～32	18,000円	205人	1.6%	102%	18,000円		102%
32～34	18,900円	175人	1.4%	101%	18,900円		101%
34～36	19,900円	140人	1.1%	100%	19,900円		100%
36～38	20,900円	138人	1.1%	99%	21,000円	100円	100%
38～40	21,900円	134人	1.0%	99%	22,200円	300円	100%
40～45	23,500円	287人	2.2%	97%	24,100円	600円	100%
45～50	26,100円	199人	1.6%	96%	27,000円	900円	100%
50～55	28,700円	145人	1.1%	96%	29,800円	1,100円	100%
55～60	31,100円	95人	0.7%	95%	32,700円	1,600円	100%
60～65	33,300円	70人	0.5%	93%	35,500円	2,200円	100%
65～70	35,000円	75人	0.6%	91%	38,300円	3,300円	100%
70～75	35,000円	49人	0.4%	85%	38,300円	3,300円	93%
75～80	35,000円	33人	0.3%	79%	38,300円	3,300円	87%
80～85	35,000円	26人	0.2%	74%	38,300円	3,300円	81%
85～90	35,000円	14人	0.1%	70%	38,300円	3,300円	77%
90～95	35,000円	13人	0.1%	66%	38,300円	3,300円	72%
95～100	35,000円	10人	0.1%	63%	38,300円	3,300円	69%
100以上	35,000円	18人	0.1%	61%	38,300円	3,300円	67%

議案第6号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

平成26年12月11日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

教員特殊業務手当の額を引き上げるものである。

第2 規則案の内容

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴い、規則で定める教員特殊業務手当の額を引き上げること。（第26条の2関係）

第3 施行期日（附則関係）

平成27年1月1日から施行すること。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第26条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第19条の2第2項に規定する手当の額及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている手当の額は、勤務1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第19条の2第1項第1号アの業務 <u>6,400円</u></p> <p>(2) 条例第19条の2第1項第1号イ及びウの業務 <u>6,000円</u></p> <p>(3) 条例第19条の2第1項第2号及び第3号の業務 <u>3,400円</u></p> <p>(4) 条例第19条の2第1項第4号の業務 <u>2,400円</u>（人事委員会が別に定めるものにあつては、<u>3,400円</u>）</p> <p>(5) [略]</p> <p>5 [略]</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第26条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第19条の2第2項に規定する手当の額及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている手当の額は、勤務1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第19条の2第1項第1号アの業務 <u>8,000円</u></p> <p>(2) 条例第19条の2第1項第1号イ及びウの業務 <u>7,500円</u></p> <p>(3) 条例第19条の2第1項第2号及び第3号の業務 <u>4,250円</u></p> <p>(4) 条例第19条の2第1項第4号の業務 <u>3,000円</u>（人事委員会が別に定めるものにあつては、<u>4,250円</u>）</p> <p>(5) [略]</p> <p>5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

H26. 12. 11 人事委員会事務局職員課

1 改正の趣旨

教員に支給される「教員特殊業務手当」について、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号。以下「条例」という。）の改正による限度額の改正に伴い、規則で定める当該手当の額を改正するもの。

※本年10月の人事委員会報告及び勧告において言及したもの。

【H26. 10. 9 人事委員会報告及び勧告むすび(抄)】

メリハリのある教員給与体系の確立に向けて（中略）、他の都道府県における教員給与の見直しの内容等を十分に踏まえながら、（中略）適切な見直しを行うことが適当であるとする。

2 特殊勤務手当

職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務と認められるものに対して、勤務の特殊性に応じて支給される手当である。

3 特殊勤務手当の種類等

(1) 種類

条例において、勤務の特殊性に応じて、現在38種類の手当が規定されている。

(2) 支給額

手当ごとの支給額については、条例で月額、日額又は時間等を単位に上限額の範囲を示し、具体的な金額については多くが人事委員会規則に委任する形で規定されている。

4 改正案

職員の特殊勤務手当に関する規則 §26 の2

【現行手当額】		【改正後手当額】
非常災害時 等緊急業務	①非常災害	日額 6,400円 (7h 45m以上)
		日額 12,800円 (甚大災害時)
	②生徒の救急	日額 6,000円 (7h 45m以上)
	③生徒の補導	日額 6,000円 (")
修学旅行等指導業務	日額 3,400円 (")	日額 8,000円
対外運動競技等引率指導業務	日額 3,400円 (")	日額 16,000円 (甚大災害時)
部活動指導業務	日額 2,400円 (3h 45m以上)	日額 7,500円
	日額 3,400円 (7h 45m以上)	日額 7,500円
入学試験業務	日額 1,800円 (7h 30m以上)	日額 4,250円
		日額 4,250円
		(3h 45m以上) 日額 3,000円
		(7h 45m以上) 日額 4,250円
		日額 1,800円

理由

- ① 週休日等に行われる部活動指導業務等は、教員の負担になっている現実に鑑み、国の予算措置に合致するよう、引上げを行うことが適当と認められること。
- ② 部活動指導業務の国の予算措置にない7時間45分程度の区分(3,400円)についても、心身負担が同程度である対外運動競技等引率指導業務に同程度の従事時間で支給することとの均衡から、同業務と同額の4,250円に改めることが適当と考えられること。

5 施行期日

平成27年1月1日

※時間外に勤務している教員の負担に鑑み、速やかに施行するもの。(条例と同じ)

参考 平成26年度義務教育費国庫負担金(予算)

教員特殊業務手当 25%引き上げ (H26.10～)

- ・ 部活動指導業務 4時間 2,400円 → 3,000円
- ・ 非常災害時等の緊急業務 { 8時間 6,000円 → 7,500円
8時間 6,400円 → 8,000円
- ・ 修学旅行等引率指導業務 8時間 3,400円 → 4,250円
- ・ 対外運動競技等引率指導業務 8時間 3,400円 → 4,250円

議案第7号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

平成26年12月11日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、勤勉手当に係る成績率について所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

勤勉手当に係る成績率について所要の改正をすること。（第14条及び第14条の2関係）

第3 施行期日等（附則関係）

公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成26年12月1日から適用すること。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の81.5以上100分の135以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の108.5以上100分の175以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の72.5以上100分の81.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の95.5以上100分の108.5未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の64.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の84.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の64.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の84.5未満</u>）</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の32.5超</u>（特定幹部職</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の88以上100分の145以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の115以上100分の185以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の78以上100分の88未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の101以上100分の115未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の69.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の89.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の69.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の89.5未満</u>）</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の37.5超</u>（特定幹部職</p>

<p>員にあつては、<u>100分の42.5超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の32.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の42.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の32.5未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の42.5未満</u>)</p> <p>2 [略]</p>	<p>員にあつては、<u>100分の47.5超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の37.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の37.5未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の47.5未満</u>)</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成26年12月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

H26. 12. 11 人事委員会事務局職員課

1 改正の趣旨

一般職の職員の給与に関する条例（以下、「給与条例」という。）等の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率を改正しようとするもの。

2 平成26年人事委員会勧告と条例改正の内容

項目	人事委員会勧告の内容				条例改正の内容		
	【勧告】		H27年度以降				
勤勉手当 支給割合		H26 12月期	H27年度以降 6月期	H27年度以降 12月期	完全実施		
	一般の職員	0.725	0.700	0.700		1.40	
	特定幹部職員	0.925	0.900	0.900		1.80	
	再任用 職員	一般の職員	0.375	0.350		0.350	0.70
		特定幹部職員	0.475	0.450		0.450	0.90

3 勤勉手当の算定方法等

勤勉手当額【給与条例第39条第2項～第4項、期末・勤勉規則第10条～第14条】

$\text{勤勉手当額} = (\text{勤勉手当基礎額} + \text{役職加算} + \text{管理職加算}) \times \text{期間率} \times \text{成績率}$

※ただし、任命権者が支給する勤勉手当の総額には、予算上の制限（手当原資枠）が設けられている。

（用語の定義）

ア 勤勉手当基礎額…給料の月額及び地域手当（給料の月額×地域手当の支給割合）の合計額。

イ 役職加算…対象は、行政職3級以上に相当する職員。加算割合は、給料月額×5～20%。

ウ 管理職加算…対象は、特別調整額1種又は2種の適用を受ける職員（以下、「特定幹部職員」という）。加算割合は、給料月額×15%又は25%。

エ 期間率…基準日（6/1、12/1）以前6ヶ月（12/2～6/1、6/2～12/1）の勤務した期間に応じて決定。0～100%。

オ 成績率…勤務成績に応じて決定。職員によって異なる。

（手当原資枠の算定方法）

$\text{手当原資枠} = (\text{勤勉手当基礎額} + \text{基準日現在の扶養手当} + \text{地域手当※}) \times \text{支給月数}$ の総額

※扶養手当に係る地域手当であること（給料月額に係る地域手当は勤勉手当基礎額に含まれる）。

4 改正内容の検討

各成績区分の成績率について、別紙のとおり改正すること。

成績率の改正にあたっては、改正前後の支給月数が国と異なるため、国の考え方を参考としながら、各成績区分における「良好」（標準）の成績率との比率（指数）について、改正前後の指数が整合するよう成績率を定めること。

※平成27年6月期以降の成績率については、国が未改正であることから、改正後の考え方を確認した上で年度末に改正しようとするものである。

5 施行期日

公布の日（条例の公布と同日を予定）から施行し、改正後の規則の規定は、平成26年12月1日に適用すること。

(参考)

【一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）】

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の67.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の87.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の42.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の72.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の92.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の47.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>

【支給月数と成績率の考え方】 ※平成26年12月期（再任用職員以外の一般職員）の例

支給月数（条例事項）		成績率（規則事項）	
支給月数	×72.5/100	良好 (標準)	×69.5/100
		優秀	×78～88/100
		特に優秀	×88～145/100